

市議会の運営

◎議 会

本市の議会はある一定の期間に、定期または臨時に開かれます。定期的に開く会議を定例会、必要に応じて開く会議を臨時会といいます。

本市の定例会は年4回で、原則3月、6月、9月、12月に開かれます。

会 議

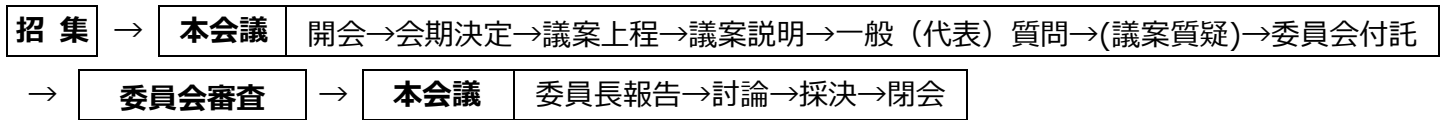
議会は議決機関ですから、活動の中心は会議にあるといえます。議会では各種の会議を開きます。

◎本会議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。提出した議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や意見が述べられたのち、可否の採決をします。

◎会期と議事

開会から閉会までの期間を「会期」といいます。会期中の議事は、おおよそ次のような順序で進められます。



◎委員会

議案などは最終的に本会議で可否が決められますが、市政は多岐にわたるためにあらかじめいくつかの委員会を設け、まずそこで専門的に審査します。委員会には常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会などがあります。

委 員 会 等 名 称	定数	担 当 す る 内 容
総 務 企 画 委 員 会	10人	総合政策部、財務部、総務部、市民安全部、消防本部、会計課、監査委員事務局の所管する事項と他の委員会の所管しない事項
福 祉 病 院 委 員 会	9人	福祉部、保健部、市民病院の所管する事項
文 教 経 済 委 員 会	9人	社会文化部、こども部、経済振興部、教育委員会事務局、農業委員会事務局の所管する事項
建 設 環 境 委 員 会	9人	環境部、土木建設部、都市政策部、都市基盤部、上下水道局の所管する事項
予 算 決 算 委 員 会	36人	予算及び決算に関する事項
P F I 事 業 検 証 特 別 委 員 会	9人	P F I 事業の検証に関する事項
市民病院のあり方検討特別委員会	9人	自治体病院としての市民病院のあり方に関する事項
議 会 運 営 委 員 会	9人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会基本条例、会議規則、委員会条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項
議 会 広 報 委 員 会	9人	議会の広報に関する事項

議会の記録

◎会議録……過去の会議録を市議会ホームページで公開しています。

◎議会中継……本会議の開会日、一般（代表）質問、閉会日の内容はケーブルテレビミクスで中継しています。また、インターネットで本会議の全日程をライブ中継及び録画映像の配信をしています。

◎委員会映像配信…会期中の常任委員会や特別委員会の映像を、YouTube を利用して公開しています。

※会議録、議会中継、委員会映像配信ともに、記載の二次元コードから御覧いただけます。



岡崎市議会のしおり

市政と市議会

私たちの住む岡崎市の教育、福祉、産業、建設など住民福祉の向上を市民全員で話し合い、方針を決めていくことが民主主義の原則です。しかし、市民全員で協議することは不可能なことです。そこで代表者を4年ごとに選挙で選び、市政の運営を委ねることにしています。この代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は市議会を構成して、予算や条例などを決定し、市長は議会の決定した意思に従って「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」づくりのために実際の仕事をします。このことから、議会を「議決機関」、市長部局を「執行機関」と呼び、市政を運営しています。

議会基本条例

本市は議会基本条例を制定しています。この条例の前文（要約）及び構成は以下のとおりです。この条例に沿った活動を実施し、議会の活性化を図るとともに、市政の発展と市民福祉の向上に寄与していきます。

◎前 文（要約）

市政は、議会と市長により運営され、地方自治の進展には両者の活動の充実が欠かせません。地方分権の推進により、議会の役割もますます重要となってきました。効率的で分かりやすい運営を行い、開かれた議会を目指すとともに、積極的な政策立案も行っていかなければなりません。

岡崎市議会は、今後も、より「住みやすいまち」を目指し、市民の皆さんの信託に全力で応えていくことを決意し、最高規範となる条例を制定します。

◎構 成

- 第1章 総則（第1～3条:目的、基本理念、最高規範性）
- 第2章 議会の活動原則（第4～6条：議会の責務、議長の責務、議決責任）
- 第3章 議員の活動原則（第7～10条：議員の責務、議員の政治倫理、会派、政務活動費）
- 第4章 議会運営（第11～13条：議会運営の原則、委員会活動、調査活動等）
- 第5章 市民と議会との関係（第14、15条：市民との関係、情報の公開）
- 第6章 議会と市長等との関係（第16～18条：市長等との関係、資料の提出、政策立案等）
- 第7章 議会の体制整備（第19～21条：議員研修、議会事務局の充実、議会図書室の充実）
- 第8章 補則（第22、23条：検証、委任）

市議会のしくみ

◎議 員

本市の議員定数は、条例で 37 人と定めています。（現員数 37 人）

◎議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれます。議長は市議会を代表するとともに、議事を整理したり、議会の事務を処理する権限を持っています。副議長は、議長が病気などで不在の時に議長の職務を行います。

◎会 派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって、それぞれグループをつくっています。これを会派といいます。本市議会は四つの会派と無所属で構成されています。

●自 民 清 風 会	……	14人	●民 政 ク ラ ブ	……	7人
●公 明 党	……	4人	●チャレンジ岡崎	……	3人
●無 所 属	……	9人			

（正副議長は会派を離脱しています）

（令和6年11月5日現在）

傍聴をされる方へのお願い（主な事項）



- ★議場の発言に対して声を出したり、拍手などをしてください。
- ★傍聴席で飲食したり、たばこを吸ったりしないでください。
- ★録画、録音、写真撮影は原則禁止です。
- ★傍聴席では、全て係員の指示に従ってください。



▶障がいのある方の傍聴

障がいのある方にも傍聴をしやすい環境を整えていますので、ぜひ御利用ください。

- ・車椅子スペースの設置
- ・手話通訳／要約筆記※
- ・ヒアリングループ（磁気誘導ループ）設置※
- ・点字資料の提供※

※御利用に当たっては、傍聴希望日の1週間前までに御予約ください。

▶本会議傍聴時の託児

本会議傍聴時の託児サービスを実施しています。
傍聴予定日2日前の16時までに御予約ください。

議 場 配 置 図



記 者 席

車いす席

傍 聴 席

●議会傍聴についてわからない場合は、議会事務局までお問い合わせください。（TEL 23-6382）